

農地利用最適化推進委員候補者の推薦と募集 区域

区域	区域の詳細
吉備	下津野
	天満・土生
	水尻
	植野・奥・熊井
	明王寺・小島・野田
	大賀畑・田口・大谷・井口
	賢・田角・船坂・長谷・出
	尾中・角・長田・上中島
	徳田・庄
垣倉・東丹生図・西丹生図・吉見	

区域	区域の詳細
金屋	吉原・糸川・修理川・宇井苔・松原・歓喜寺
	伏羊・小川・中野
	市場・中井原・金屋・長谷川
	岩野河・川口・谷・立石
	彦々瀬・瀬井・西ヶ峯・有原
	中・中峯・本堂・青田・沼田
	延坂・大西・大藪・尾上・小原・生石
清水	丹生・糸野・下六川・釜中・黒松・上六川
	中原・川合・二澤・北野川・粟生
	二川・東大谷・三瀬川・日物川・境川
	楠本・沼・遠井
	三田・宮川・大蔵・清水・下湯川・上湯川
	久野原・井谷・板尾・杉野原・押手・沼谷・室川

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。施行後の主な改正点についてお知らせします。

① 農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきであると位置づけられました。この活動を行う上で、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが重要です。

② 農地利用最適化推進委員が設置されます

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため農地利用最適化推進委員を委嘱します。

推進委員は主に現地での活動を行い、地域農家と密接に関わることで得た意見を農業委員会の総会で述べるができるため、今まで以上に地域の声を反映した活動をしていくことが可能となります。

③ 農業委員の選出方法が変わります

公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法になります。

委員の過半数は認定農業者であること、農業委員会の所掌事務に利害関係のない人を含めることや、年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮することも求められています。

1. 推薦・募集の期間／3月1日（木）～3月30日（金）
2. 推薦・募集人数／23人
※上表各区域から各1人
3. 推薦・応募に必要な書類
● 推薦の場合／有田川町農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書
● 応募の場合／有田川町農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

4. 書類の提出方法
農業委員会事務局まで必要書類にご記入、押印の上、期間中にお持ちください。
5. 候補者の選考
ご提出いただきました書類を基に、候補者の評価を行います。評価・選考の結果は、6月中旬以降に通知します。
6. その他
● 推進委員の主な業務
推進委員は、農業委員と協力しながら、担当する区域での農地の

- 任期／推進委員として委嘱する日から農業委員の任期満了まで
 - 報酬・費用弁償／「有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給。
 - 任期／推進委員として委嘱する日から農業委員の任期満了まで
 - 報酬・費用弁償／「有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給。
- 集約化など農地利用の最適化の推進や農地法に基づく許認可に伴う現地確認などの業務を行っていただきます。また、毎月1回開催している定例会や研修会などに出席いただけます。